平成２８年（フ）第３３５号
滋賀県草津市笠山１丁目８番35―207号　リバティヒルズ405
債務者　小西　請侍
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３３７号
大津市西の庄18番１―403号
債務者　北井喜代子
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３３８号
大津市西の庄18番１―403号
債務者　北井　康博
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１号
大津市坂本５丁目29番３号、前住所大津市石山寺５丁目９番25―315号
債務者　大地　光夫
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２号
大津市坂本５丁目29番３号
債務者　岡本　弘美（旧姓石谷）
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５０４号
兵庫県姫路市花田町上原田670番地６
債務者　都出佳世子
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３５８号
奈良市西登美ヶ丘７丁目６番５号
債務者　安丸　玲子（旧姓宮地）
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２２１号
奈良県橿原市常盤町29―４　エクセルハイツＢ棟202号室、住民票上の住所奈良県磯城郡三宅町大字伴堂736番地の１　サニーハイツ101号
債務者　藤本　卓
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２２６号
奈良県葛城市北花内512番地１　ヴィルヌーブＢ棟212号、前住所奈良県御所市大字東松本409番地の４
債務者　中川　清志
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２４６号
奈良県大和高田市神楽３丁目１番20―425号サンプラザ神楽、前住所大阪府八尾市西木の本１丁目72番地の１
債務者　片山　弘子
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２５６号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地（２―103）
債務者　森本　佳宏
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２５８号
奈良県宇陀市大字陀岩室458番地の１
債務者　佐々岡亜矢子
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１６２号
鳥取県米子市西福原５丁目１番38号　202号、前住所岡山県新見市西方２番地４
債務者　金子　智美
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第６３２号
広島市佐伯区五日市町大字美鈴園30番地13
債務者　松本サチ子
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７８７号
広島市西区観音町13番25―304号　第５小谷ビル
債務者　林　里枝
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８３５号
広島県廿日市市住吉１丁目５番26―702号
債務者　新田　明子
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８７６号
広島市中区舟入南２丁目14番16―101号
債務者　島本　哲也
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
広島地方裁判所民事第４部